

別紙様式第 10 号の 2（第 34 条の 2 の 35 関係）

	← 29.7cm 以上 →
↑ 20 cm 以上 ↓	外 国 銀 行 代 理 銀 行 認 可 票 外 国 銀 行 代 理 業 務 認可番号 金 融 庁 長 官 （ ） 第 号 （外国銀行代理銀行の商号） （所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国）

（記載上の注意）

- 1 「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。
- 2 銀行法第 52 条の 2 第 2 項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第 1 項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあつては、認可番号に代えて、同条第 2 項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨を表示すること。